平成 26 年度尾鷲市生活交通ネットワーク計画
（地域内フィーダー系統関係）

（策定年月日）平成 25 年 5 月 28 日
尾鷲市地域公共交通活性化協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

目的

本市は、市域の約 92%が山林で、沿岸部には変化に富んだリアス式海岸が形成されるなど、豊かな自然環境に恵まれている一方、市街地周辺部には 10 ヶ所の集落が点在し、それぞれの地域において過疎高齢化が進行していることから、これらの各地域の公共交通をいかにして結ぶかが重要な課題とされてきました。

本市の公共交通機関は、鉄道、路線バス及びタクシーがその役割を担っています。鉄道はＪＲ紀勢本線、路線バスは「長島線」、「島勝線」、「ふれあいバス尾鷲地区」、「ふれあいバス須賀利地区」、「ふれあいバスハラソ線」、「ふれあいバス八鬼山線」と、都市等を結ぶ長距離バスが運行されています。

少子高齢化・過疎化等の理由により、本市の高齢化率は増加傾向にあり、通勤や通学で利用する人口も減少を続けており、公共交通サービスを維持確保していくためにはより多くの市民が公共交通を利用する必要があり、まちづくりと一体となった公共交通の利用促進が求められます。

これを実現するために、市民ニーズに応じた生活交通を確保することを目的として、地域公共交通確保維持改善事業に取り組んでまいります。

必要性

本市では、尾鷲市全体の公共交通の基本的な在り方を定めた「尾鷲市地域公共交通総合連携計画」を策定し、平成 21 年度から平成 23 年度の実証運行期間３年間の中で、「ふれあいバス尾鷲地区」、「ふれあいバスハラソ線」、「ふれあいバス八鬼山線」の３路線について、民間路線等の幹線と有機的に連携し一体となって機能する交通ネットワークの形成とともに、乗降調査や利用者及び市民の意見等を踏まえ、順次改善しながら、実証運行を実施してきました。

また、尾鷲地区と須賀利地区を結ぶ航路「尾鷲須賀利航路」については、平成２２年１２月に「須賀利地区にバス運行を実現する市民の会」から悪天候時に運休になりやすい巡航船から安定した運行が望める陸路によるバス運行の実現を求める署名（署名総数 1,178 名、内須賀利地区 275 名）が提出されました。これを受け、平成２３年度からバス運行についての地区説明会等を開催し、自治体が運行する路線として、幹線路線との交通ネットワークを形成する役割を明確にしたうえで、須賀利地区を運行する路線やダイヤ等を地区と協議してきました。平成２３年度末には、須賀利地区において、巡航船

に代わるバス運行の是非について、書面決議が行われ、平成２４年９月末をもって須賀利巡航船を廃止し、同年１０月から須賀利線として、島勝線とを結ぶフィーダー運行に移行しました。

今後も、地域公共交通ネットワーク確保のために、民間の幹線路線等も含め、これらの路線を確保・維持していく必要があり、実証運行内容を基本とし、市内各地の地域特性に応じた以下のフィーダーバス路線を構築します。

●ふれあいバス尾鷲地区

本市市街地を中心に運行し、商業施設、観光施設の運行のほか、通院・通学の確保や公共交通空白地帯の解消を果たすとともに、幹線（南紀特急バス、南紀高速バス、JR列車）とが有機的に連携し、短距離移動においても利用可能なサービスを構築する。
また、アンケート調査や、市内１３地区における市政懇談会での意見交換を踏まえて策定したふれあいバスの改善方針をもとに、平成２３年７月に複雑な市街地巡回路線の簡素化、利用者実績のほとんどないバス停を廃止するなど、路線やダイヤの一部を見直し、利用者の利便性向上を図った。

●ふれあいバスハラソ線・八鬼山線

大型の商業施設、病院、高等学校等の無い周辺地域と市街地を結ぶ路線を構築し、買い物、通院、通学のための移動手段を確保する。
また、市内のみならず、線（バス、JR）と有機的に連携することで、利用者ニーズにきめ細かく対応した交通ネットワークを形成する。

また、アンケート調査や、市内１３地区における市政懇談会での意見交換を踏まえて策定したふれあいバスの改善方針をもとに、平成２３年７月に、鉄道との連絡を強化、八鬼山線、ハラソ線の連携を強化するなど、路線やダイヤの一部を見直し、利用者の利便性向上を図った。

また、25 年 4 月より、八鬼山線について、三木浦漁港整備事業の完了に伴い、三木浦地区の路線を延長し新規停留所の設置（2 カ所）とともにダイヤ改正を行った。

ハラソ線についても、三木里インター線工事の完了に伴い、片側通行区間が解消され、輪内～市街地間の運行時間が短縮されるため、ダイヤ改正を行った。

●ふれあいバス須賀利線

平成 24 年 10 月から、須賀利巡航船に替わる新たな公共交通として、すべての便が既存の幹線路線である島勝線へ接続するフィーダーバス路線（須賀利線）を構築し、安定した輸送サービスを確保するとともに島勝線の利用者の増加に繋げ、須賀利線の運行により支線としての役割を果たしながら広域幹線路線が継続的に運行できるサービスを提供している。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

アンケート調査（聞き取り調査）において、乗客のバス利用について満足度調査を行い 5 段階における評価を数値化しました。

各路線のデータは下記の表のとおりで、八鬼山線、須賀利地区は実施した４路線（八鬼山線、ハラソ線、尾鷲地区、須賀利地区）の平均値 0.76 を 28 年度の目標値に、また、ハラソ線、尾鷲地区についてはそれぞれ現況 0.90、0.82 を 28 年度の目標値に設定しました。

公共交通利便性の市民の満足度の向上 (0 を基準とし最大値+2、最小値−2) +2:満足 +1:概ね満足 0:普通 −1:やや不満 −2:不満	路線名	現況	26 年度	27 年度	28 年度
	八鬼山線	0.67	0.70	0.73	0.76
	ハラソ線	0.90	0.90	0.90	0.90
	尾鷲地区	0.82	0.82	0.82	0.82
	須賀利地区	0.66	0.74	0.74	0.76

周辺地域から地元高校への通学確保	現況	26 年度	27 年度	28 年度
	40%	40%	40%	40%

（２）事業の効果

・安心で安全な通学・通院手段の確保

・民間路線とのネットワーク形成による連携路線の利用者の増加

３．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を添付

添付資料　①路線図　②時刻表　③既存交通との整合性　④運送事業者の決定方法　⑤運送事業者を選定した経緯

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表２」を添付

なお、尾鷲市から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。

５．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を添付

６．協議会の開催状況と主な議論

平成 20 年度

・平成 20 年 5 月 28 日（第 1 回）協議会設立、事業内容について協議

・平成 20 年 9 月 18 日（第 2 回）尾鷲市地域公共交通総合連携計画（案）について協議

・平成 20 年 11 月 19 日（第 3 回）尾鷲市地域公共交通総合連携計画（案）について協議

・平成 21 年 1 月 29 日（第 4 回）尾鷲市地域公共交通総合連携計画（案）について協議
事後評価について協議・承認

・平成 21 年 3 月 19 日（第 5 回）尾鷲市地域公共交通総合連携計画及び連携計画に定める実証運行について承認、翌年度の事業計画について協議

平成 21 年度

・平成 21 年 9 月 7 日（第 1 回）平成 20 年度決算報告、バス停設置要望について協議

・平成 22 年 2 月 22 日（第 2 回）公共交通アンケート結果について協議
翌年度の事業計画、事後評価について協議・承認

平成 22 年度

・平成 22 年 7 月 29 日（第 1 回）ふれあいバス改善方針について協議

・平成 23 年 2 月 18 日（第 2 回）ふれあいバス改善方針について承認
翌年度の事業計画、事後評価について協議・承認

平成 23 年度

・平成 23 年 6 月 28 日（第 1 回）停留所の新規設置及び移動について協議・承認

・平成 24 年 2 月 20 日（第 2 回）翌年度の事業計画、事後評価について協議・承認

平成 24 年度

・平成 24 年 5 月 24 日（第 1 回）平成 23 年度決算報告、翌年度の事業計画、ネットワーク計画について協議・承認

・平成 25 年 1 月 28 日（第 2 回）翌年度事業計画、路線延長に伴う停留所の設置、ダイヤ改正及びネットワーク計画の変更について

・平成 25 年 3 月 27 日（第 3 回）自己評価とダイヤ改正について協議・承認

平成 25 年度

・平成 25 年 5 月 28 日（第 1 回）平成 24 年度決算報告、翌年度の事業計画、ネットワーク計画について協議（予定）

７．利用者等の意見の反映

国、県、住民代表、事業者等各関係者が参加する協議会において検討結果に基づき策定

８．協議会メンバーの構成員

別紙のとおり

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住　所）　三重県尾鷲市中央町１０番４３号
（所　属）　市長公室政策調整係
（氏　名）　大和秀成、塩崎桂士
（電　話）　0597-23-8134
（e-mail）　sechosei@city.owase.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

3カ年

都道府県（市区町村）	運行予定者	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額（千円）	地域内フィーダー系統の基準適合（別表6「補助対象の基準」）		
					基準ロで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準ニで該当する要件
三重県（尾鷲市）	三重交通㈱	尾鷲市ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ　ふれあいバス八鬼山線	地域内フィーダー	26年度　11,815.0 27年度　11,815.0 28年度　11,847.5	①	バス停（尾鷲市病院前）にて幹線「南紀特急バス」等に接続	①
	三重交通㈱	尾鷲市ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ　ふれあいバス八鬼山線（東古江～三木里駅）	地域内フィーダー	26年度　322.5 27年度　322.5 28年度　323.5	②（1）	JR三木里駅にて「紀勢本線」に接続	①
	三重交通㈱	尾鷲市ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ　ふれあいバスハラソ線	地域内フィーダー	26年度　7,650.0 27年度　7,650.0 28年度　7,671.0	①	バス停（尾鷲市病院前）にて幹線「南紀特急バス」等に接続	①
	尾鷲市	尾鷲市コミュニティバス　ふれあいバス尾鷲地区（尾鷲駅～朝日町～紀伊松本）	地域内フィーダー	26年度　2,891.5 27年度　2,891.5 28年度　2,899.0	①	バス停（瀬木山）にて幹線「島勝線」等に接続	①
	尾鷲市	尾鷲市コミュニティバス　ふれあいバス尾鷲地区（尾鷲駅～光ケ丘～尾鷲駅）	地域内フィーダー	26年度　2,026.0 27年度　2,026.0 28年度　2,031.5	①	バス停（尾鷲総合病院）にて幹線「南紀特急バス」等に接続	①
	尾鷲市	尾鷲市コミュニティバス　ふれあいバス尾鷲地区（尾鷲駅～朝日町～夢古道おわせ前）	地域内フィーダー	26年度　378.0 27年度　378.0 28年度　379.0	①	バス停（瀬木山）にて幹線「島勝線」等に接続	①
	尾鷲市	尾鷲市コミュニティバス　ふれあいバス須賀利地区（須賀利～島勝）	地域内フィーダー	26年度　2,151.0 27年度　2,151.0 28年度　2,158.0	①	バス停（　島勝　　）にて幹線「　島勝線　　」に接続	①
合　　計				26年度　27,234.0 27年度　27,234.0 28年度　27,309.5			

（注）
1.「地域内フィーダ系統の基準適合」は地域内フィーダ系統を記載する場合のみ記載する。
2.「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダ系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

別紙

ふれあいバス路線図

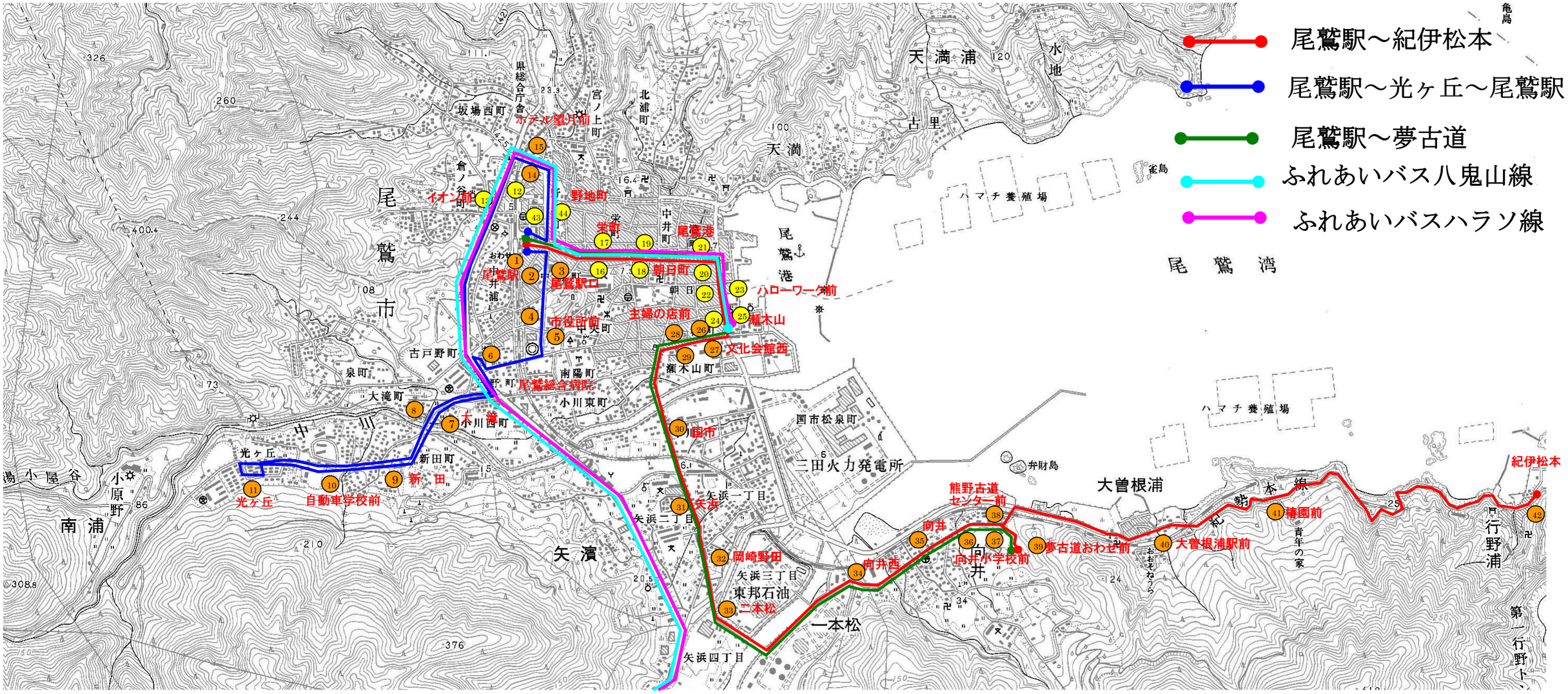

路線及び停留所図面（九鬼・早田・輪内地区）

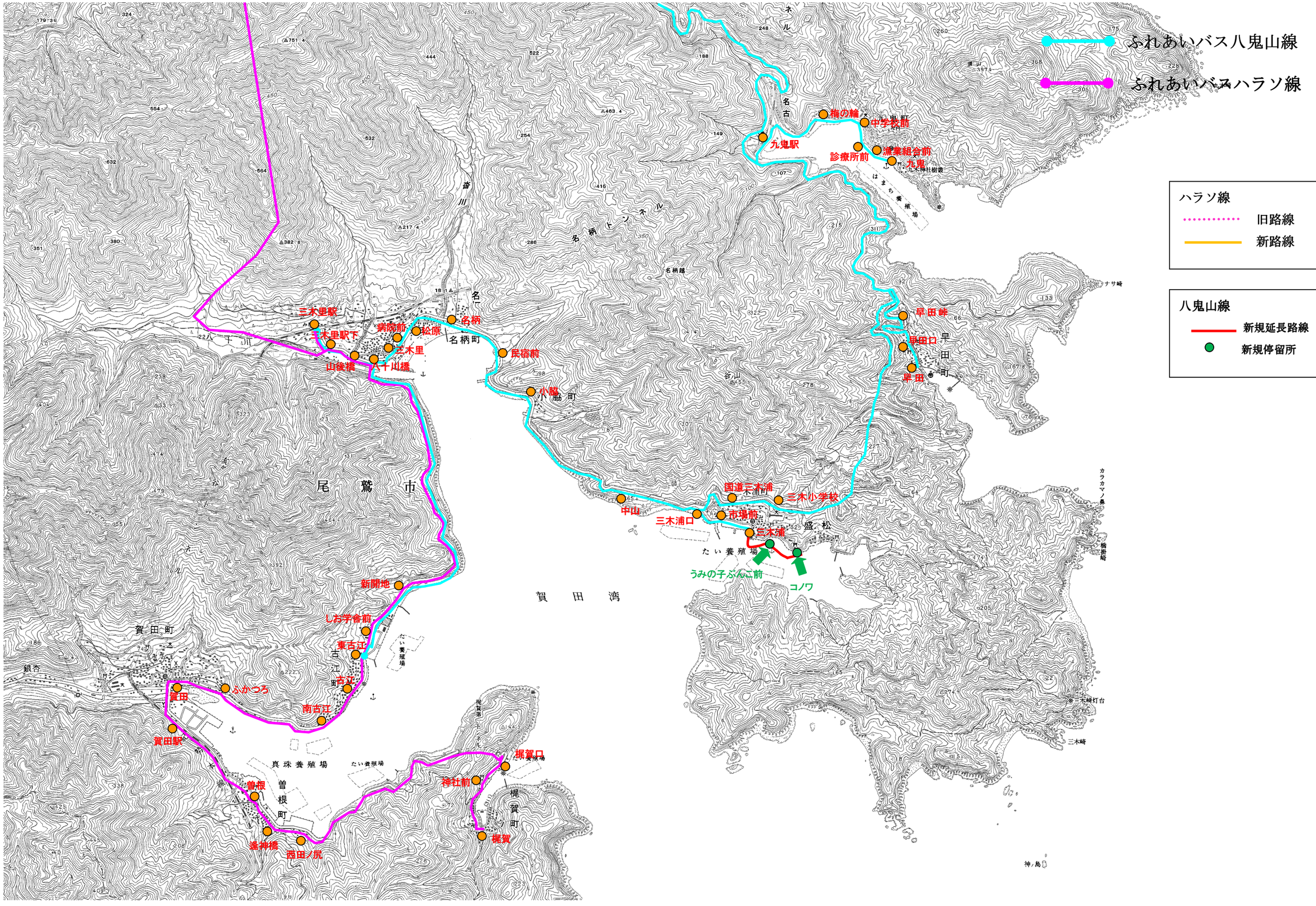

ふれあいバス須賀利地区路線図

ふれあいバス八鬼山線　時刻表

平成25年5月1日～

東古江→三木里駅→三木浦→早田→漁業組合前→尾鷲市街

停留所名	区間 時分	時刻				
東古江	0	6:32				
しお学舎前	0	6:32				
新開地	0	6:32		ハラソ線	ハラソ線	
八十川橋	5	6:37		梶賀より	梶賀より	
山後橋	1	6:38		9:34着	13:24着	
三木里駅下	0	6:38		↓	↓	
三木里駅	1	6:39	6:40	9:40	13:30	17:10
三木里駅下	1		6:41	9:41	13:31	17:11
山後橋	0		6:41	9:41	13:31	17:11
八十川橋	1		6:42	9:42	13:32	17:12
三木里	0		6:42	9:42	13:32	17:12
病院前	1		6:43	9:43	13:33	17:13
松原	0		6:43	9:43	13:33	17:13
名柄	1		6:44	9:44	13:34	17:14
民宿前	0		6:44	9:44	13:34	17:14
小脇	2		6:46	9:46	13:36	17:16
中山	2		6:48	9:48	13:38	17:18
三木浦口	1		6:49	9:49	13:39	17:19
市場前	0		6:49	9:49	13:39	17:19
三木浦	1		6:50	9:50	13:40	17:20
うみの子ぶんこ前	1		6:51	9:51	13:41	17:21
コノワ（着）	1		6:52	9:52	13:42	17:22
コノワ（発）	1		6:53	9:53	13:43	17:23
うみの子ぶんこ前	1		6:54	9:54	13:44	17:24
三木浦	1		6:55	9:55	13:45	17:25
市場前	0		6:55	9:55	13:45	17:25
三木浦口	0		6:55	9:55	13:45	17:25
国道三木浦	2		6:57	9:57	13:47	17:27
三木小学校前	1		6:58	9:58	13:48	17:28
早田峠	5		7:03	10:03	13:53	17:33
早田口	1		7:04	10:04	13:54	17:34
早田（着）	1		7:05	10:05	13:55	17:35
早田（発）	1		7:06	10:06	13:56	17:36
早田口	1		7:07	10:07	13:57	17:37
早田峠	0		7:07	10:07	13:57	17:37
九鬼駅	7		7:14	10:14	14:04	17:44
梅の輪	1		7:15	10:15	14:05	17:45
中学校前	1		7:16	10:16	14:06	17:46
診療所前	1		7:17	10:17	14:07	17:47
漁業組合前	0		7:17	10:17	14:07	17:47
九鬼町（着）	1		7:18	10:18	14:08	17:48
九鬼町（発）	1		7:19	10:19	14:09	17:49
漁業組合前	0		7:19	10:19	14:09	17:49
診療所前	1		7:20	10:20	14:10	17:50
中学校前	1		7:21	10:21	14:11	17:51
梅の輪	1		7:22	10:22	14:12	17:52
九鬼駅	1		7:23	10:23	14:13	17:53
国道矢浜	15		7:38	10:38	14:28	18:08
尾鷲市病院前	3		7:41	10:41	14:31	18:11
イオン前	1		7:42	10:42	14:32	18:12
野地町	2		7:44	10:44	14:34	18:14
栄町	1		7:45	10:45	14:35	18:15
朝日町	1		7:46	10:46	14:36	18:16
尾鷲港	1		7:47	10:47	14:37	18:17
ハローワーク前	0		7:47	10:47	14:37	18:17
瀬木山	1		7:48	10:48	14:38	18:18

尾鷲市街→漁業組合前→早田→三木浦→三木里駅→東古江

停留所名	区間 時分	時刻				
瀬木山		8:05	12:00	15:50	18:55	
ハローワーク前	0	8:05	12:00	15:50	18:55	
尾鷲港	1	8:06	12:01	15:51	18:56	
朝日町	1	8:07	12:02	15:52	18:57	
栄町	1	8:08	12:03	15:53	18:58	
野地町	1	8:09	12:04	15:54	18:59	
イオン前	2	8:11	12:06	15:56	19:01	
尾鷲市病院前	1	8:12	12:07	15:57	19:02	
国道矢浜	2	8:14	12:09	15:59	19:04	
九鬼駅	15	8:29	12:24	16:14	19:19	
梅の輪	1	8:30	12:25	16:15	19:20	
中学校前	1	8:31	12:26	16:16	19:21	
診療所前	1	8:32	12:27	16:17	19:22	
漁業組合前	0	8:32	12:27	16:17	19:22	
九鬼町（着）	1	8:33	12:28	16:18	19:23	
九鬼町（発）	1	8:34	12:29	16:19	19:24	
漁業組合前	0	8:34	12:29	16:19	19:24	
診療所前	1	8:35	12:30	16:20	19:25	
中学校前	1	8:36	12:31	16:21	19:26	
梅の輪	1	8:37	12:32	16:22	19:27	
九鬼駅	1	8:38	12:33	16:23	19:28	
早田峠	6	8:44	12:39	16:29	19:34	
早田口	1	8:45	12:40	16:30	19:35	
早田（着）	1	8:46	12:41	16:31	19:36	
早田（発）	1	8:47	12:42	16:32	19:37	
早田口	1	8:48	12:43	16:33	19:38	
早田峠	0	8:48	12:43	16:33	19:38	
三木小学校前	7	8:55	12:50	16:40	19:45	
国道三木浦	1	8:56	12:51	16:41	19:46	
三木浦口	1	8:57	12:52	16:42	19:47	
市場前	0	8:57	12:52	16:42	19:47	
三木浦	1	8:58	12:53	16:43	19:48	
うみの子ぶんこ前	1	8:59	12:54	16:44	19:49	
コノワ（着）	1	9:00	12:55	16:45	19:50	
コノワ（発）	1	9:01	12:56	16:46	19:51	
うみの子ぶんこ前	1	9:02	12:57	16:47	19:52	
三木浦	1	9:03	12:58	16:48	19:53	
市場前	0	9:03	12:58	16:48	19:53	
三木浦口	0	9:03	12:58	16:48	19:53	
中山	2	9:05	13:00	16:50	19:55	
小脇	2	9:07	13:02	16:52	19:57	
民宿前	2	9:09	13:04	16:54	19:59	
名柄	0	9:09	13:04	16:54	19:59	
松原	1	9:10	13:05	16:55	20:00	
病院前	0	9:10	13:05	16:55	20:00	
三木里	1	9:11	13:06	16:56	20:01	
八十川橋	0	9:11	13:06	16:56	20:01	
山後橋	1	9:12	13:07	16:57	20:02	
三木里駅下	0	9:12	13:07	16:57	20:02	
三木里駅	1	9:13	13:08	16:58	20:03	20:08
三木里駅下	1	↓	↓	↓		20:09
山後橋	0	9:35発	13:25発	17:20発		20:09
八十川橋	1	ハラソ線	ハラソ線	ハラソ線		20:10
新開地	5	瀬木山行き	瀬木山行き	瀬木山行き		20:15
しお学舎前	0					20:15
東古江	0					20:15

ふれあいバスハラソ線　時刻表

平成25年4月1日

梶賀→賀田駅→古江→三木里駅→尾鷲市街

停留所名	区間 時分	時刻			
			※1	※1	※2
梶賀		7:10	9:10	13:00	16:55
神社前	1	7:11	9:11	13:01	16:56
梶賀口	0	7:11	9:11	13:01	16:56
西田ノ尻	5	7:16	9:16	13:06	17:01
逢神橋	1	7:17	9:17	13:07	17:02
曽根	1	7:18	9:18	13:08	17:03
賀田駅（着）	2	7:20	9:20	13:10	17:05
賀田駅（発）	0	7:20	9:20	13:10	17:05
賀田	1	7:21	9:21	13:11	17:06
ふかつろ	2	7:23	9:23	13:13	17:08
南古江	2	7:25	9:25	13:15	17:10
古江	1	7:26	9:26	13:16	17:11
東古江	1	7:27	9:27	13:17	17:12
しお学舎前	0	7:27	9:27	13:17	17:12
新開地	0	7:27	9:27	13:17	17:12
八十川橋	5	7:32	9:32	13:22	17:17
山後橋	1	7:33	9:33	13:23	17:18
三木里駅下	0	7:33	9:33	13:23	17:18
三木里駅（着）	1	7:34	9:34	13:24	17:19
三木里駅（発）	1	7:35	9:35	13:25	17:20
国道矢浜	13	7:48	9:48	13:38	17:33
尾鷲市病院前	3	7:51	9:51	13:41	17:36
イオン前	1	7:52	9:52	13:42	17:37
野地町	2	7:54	9:54	13:44	17:39
栄町	1	7:55	9:55	13:45	17:40
朝日町	1	7:56	9:56	13:46	17:41
尾鷲港	1	7:57	9:57	13:47	17:42
ハローワーク前	0	7:57	9:57	13:47	17:42
瀬木山	1	7:58	9:58	13:48	17:43

※1　三木里駅で八鬼山線　三木浦・早田方面へ乗継出来ます。※2　三木里駅で八鬼山線　三木浦・早田方面から乗継出来ます。

尾鷲市街→三木里駅→古江→賀田駅→梶賀

停留所名	区間 時分	時刻			
瀬木山		8:15	11:55	15:55	18:50
ハローワーク前	0	8:15	11:55	15:55	18:50
尾鷲港	1	8:16	11:56	15:56	18:51
朝日町	1	8:17	11:57	15:57	18:52
栄町	1	8:18	11:58	15:58	18:53
野地町	1	8:19	11:59	15:59	18:54
イオン前	2	8:21	12:01	16:01	18:56
尾鷲市病院前	1	8:22	12:02	16:02	18:57
国道矢浜	2	8:24	12:04	16:04	18:59
三木里駅（着）	14	8:38	12:18	16:18	19:13
三木里駅（発）	1	8:39	12:19	16:19	19:14
三木里駅下	1	8:40	12:20	16:20	19:15
山後橋	0	8:40	12:20	16:20	19:15
八十川橋	1	8:41	12:21	16:21	19:16
新開地	5	8:46	12:26	16:26	19:21
しお学舎前	0	8:46	12:26	16:26	19:21
東古江	0	8:46	12:26	16:26	19:21
古江	1	8:47	12:27	16:27	19:22
南古江	1	8:48	12:28	16:28	19:23
ふかつろ	2	8:50	12:30	16:30	19:25
賀田	2	8:52	12:32	16:32	19:27
賀田駅（着）	1	8:53	12:33	16:33	19:28
賀田駅（発）	0	8:53	12:33	16:33	19:28
曽根	2	8:55	12:35	16:35	19:30
逢神橋	1	8:56	12:36	16:36	19:31
西田ノ尻	1	8:57	12:37	16:37	19:32
梶賀口	5	9:02	12:42	16:42	19:37
神社前	0	9:02	12:42	16:42	19:37
梶賀	1	9:03	12:43	16:43	19:38

ふれあいバス（尾鷲地区）　時刻表（H25.3.16～）

平成25年3月16日

紀伊松本～尾鷲駅																					
	紀伊松本	↓	7:25	↓	8:45					↓	11:25			↓	14:05			↓	16:55		
	椿園前	↓	7:28	↓	8:48					↓	11:28			↓	14:08			↓	16:58		
	大曽根浦駅前	↓	7:30	↓	8:50					↓	11:30			↓	14:10			↓	17:00		
	夢古道おわせ前											↓	13:04					↓	17:03		
	熊野古道センター前	↓	7:32	↓	8:52					↓	11:32	↓	13:05	↓	14:12			↓	17:04		
	向井小学校前	↓	7:32	↓	8:52					↓	11:32	↓	13:05	↓	14:12			↓	17:04		
	向井	↓	7:33	↓	8:53					↓	11:33	↓	13:06	↓	14:13			↓	17:05		
	向井西	↓	7:33	↓	8:53					↓	11:33	↓	13:06	↓	14:13			↓	17:05		
	二本松	↓	7:35	↓	8:55					↓	11:35	↓	13:08	↓	14:15			↓	17:07		
	岡崎野田	↓	7:36	↓	8:56					↓	11:36	↓	13:09	↓	14:16			↓	17:08		
	矢浜	↓	7:37	↓	8:57					↓	11:37	↓	13:10	↓	14:17			↓	17:09		
	国市	↓	7:38	↓	8:58					↓	11:38	↓	13:11	↓	14:18			↓	17:10		
	主婦の店前	↓	7:38	↓	8:58					↓	11:38	↓	13:11	↓	14:18			↓	17:10		
	文化会館西	↓	7:39	↓	8:59					↓	11:39	↓	13:12	↓	14:19			↓	17:11		
	瀬木山	↓	7:40	↓	9:00					↓	11:40	↓	13:13	↓	14:20			↓	17:12		
	ハローワーク前	↓	7:40	↓	9:00					↓	11:40	↓	13:13	↓	14:20			↓	17:12		
	尾鷲港	↓	7:41	↓	9:01					↓	11:41	↓	13:14	↓	14:21			↓	17:13		
	朝日町	↓	7:42	↓	9:02					↓	11:42	↓	13:15	↓	14:22			↓	17:14		
	栄町	↓	7:43	↓	9:03					↓	11:43	↓	13:16	↓	14:23			↓	17:15		
	尾鷲駅	↓	7:45	↓	9:05					↓	11:45	↓	13:18	↓	14:25			↓	17:17		

ＪＲ列車（尾鷲駅）	松阪方面	7:32		9:14				特10:02				12:26 特13:33						17:25			
	新宮方面	7:37		9:03						12:00		特12:44				特15:36		17:13			

尾鷲駅～尾鷲総合病院～光ケ丘～尾鷲駅																							
	尾鷲駅	↓	7:50	↓	9:10	↓	10:00	↓	10:30	↓	11:50	↓	13:18			↓	15:40	↓	17:20	↓	18:00
	尾鷲駅口	↓	7:52	↓	9:12	↓	10:02	↓	10:32	↓	11:52	↓	13:20			↓	15:42	↓	17:22	↓	18:02
	市役所前	↓	7:53	↓	9:13	↓	10:03	↓	10:33	↓	11:53	↓	13:21			↓	15:43	↓	17:23	↓	18:03
	尾鷲総合病院	↓	7:55	↓	9:15	↓	10:05	↓	10:35	↓	11:55	↓	13:23			↓	15:45	↓	17:25	↓	18:05
	大滝	↓	7:57	↓	9:17	↓	10:07	↓	10:37	↓	11:57	↓	13:25			↓	15:47	↓	17:27	↓	18:07
	新田	↓	7:58	↓	9:18	↓	10:08	↓	10:38	↓	11:58	↓	13:26			↓	15:48	↓	17:28	↓	18:08
	自動車学校前	↓	7:59	↓	9:19	↓	10:09	↓	10:39	↓	11:59	↓	13:27			↓	15:49	↓	17:29	↓	18:09
	光ヶ丘	↓	8:00	↓	9:20	↓	10:10	↓	10:40	↓	12:00	↓	13:28			↓	15:50	↓	17:30	↓	18:10
	大滝	↓	8:02	↓	9:22	↓	10:12	↓	10:42	↓	12:02	↓	13:30			↓	15:52	↓	17:32	↓	18:12
	尾鷲総合病院	↓	8:04	↓	9:24	↓	10:14	↓	10:44	↓	12:04	↓	13:32			↓	15:54	↓	17:34	↓	18:14
	イオン前	↓	8:06	↓	9:26	↓	10:16	↓	10:46	↓	12:06	↓	13:34			↓	15:56	↓	17:36	↓	18:16
	ホテル望月前	↓	8:07	↓	9:27	↓	10:17	↓	10:47	↓	12:07	↓	13:35			↓	15:57	↓	17:37	↓	18:17
	野地町	↓	8:09	↓	9:29	↓	10:19	↓	10:49	↓	12:09	↓	13:36			↓	15:59	↓	17:39	↓	18:19
	尾鷲駅	↓	8:10	↓	9:30	↓	10:20	↓	10:50	↓	12:10	↓	13:38			↓	16:00	↓	17:40	↓	18:20

ＪＲ列車（尾鷲駅）	松阪方面		特10:01			12:38		特13:33							特18:15						
	新宮方面			特10:34		特12:44					15:49 特15:36				18:37						

尾鷲駅～紀伊松本																					
	尾鷲駅	↓	8:20			↓	10:55			↓	12:50	↓	13:40			↓	16:05			↓	18:20
	栄町	↓	8:22			↓	10:57			↓	12:52	↓	13:42			↓	16:07			↓	18:22
	朝日町	↓	8:23			↓	10:58			↓	12:53	↓	13:43			↓	16:08			↓	18:23
	尾鷲港	↓	8:24			↓	10:59			↓	12:54	↓	13:44			↓	16:09			↓	18:24
	ハローワーク前	↓	8:24			↓	10:59			↓	12:54	↓	13:44			↓	16:09			↓	18:24
	瀬木山	↓	8:25			↓	11:00			↓	12:55	↓	13:45			↓	16:10			↓	18:25
	文化会館西	↓	8:25			↓	11:00			↓	12:55	↓	13:45			↓	16:10			↓	18:25
	主婦の店前	↓	8:26			↓	11:01			↓	12:56	↓	13:46			↓	16:11			↓	18:26
	国市	↓	8:27			↓	11:02			↓	12:57	↓	13:47			↓	16:12			↓	18:27
	矢浜	↓	8:28			↓	11:03			↓	12:58	↓	13:48			↓	16:13			↓	18:28
	岡崎野田	↓	8:29			↓	11:04			↓	13:00	↓	13:49			↓	16:14			↓	18:29
	二本松	↓	8:30			↓	11:05			↓	13:00	↓	13:50			↓	16:15			↓	18:30
	向井西	↓	8:32			↓	11:07			↓	13:02	↓	13:52			↓	16:17			↓	18:32
	向井	↓	8:32			↓	11:07			↓	13:02	↓	13:52			↓	16:17			↓	18:32
	向井小学校前	↓	8:33			↓	1108			↓	13:03	↓	13:53			↓	16:18			↓	18:33
	熊野古道センター前	↓	8:33			↓	11:08			↓	13:03	↓	13:53			↓	16:18			↓	18:33
	夢古道おわせ前	↓	8:34							↓	13:04										
	大曽根浦駅前	↓	8:37			↓	11:10					↓	13:55			↓	16:20			↓	18:35
	椿園前	↓	8:39			↓	11:12					↓	13:57			↓	16:22			↓	18:37
	紀伊松本	↓	8:41			↓	11:15					↓	14:00			↓	16:25			↓	18:40

須　賀　利　線　ダ　イ　ヤ

	旧小学校前～島勝～国道相賀～瀬木山										
	ふれあいバス須賀利地区（尾鷲方面）						三重交通島勝線（尾鷲方面）				
	旧小学校前	6:35	⇒	島勝	6:50	⇒	島勝	7:00	⇒	瀬木山	7:49
▲	旧小学校前	7:45	⇒	島勝	8:00	⇒ ▲	島勝	8:10	⇒	瀬木山	8:59
■	旧小学校前	8:55	⇒	島勝	9:10	⇒ ■	島勝	9:20	⇒	瀬木山	10:09
	旧小学校前	12:20	⇒	島勝	12:35	⇒	島勝	12:45	⇒	瀬木山	13:34
	旧小学校前	14:20	⇒	島勝	14:35	⇒	島勝	14:45	⇒	瀬木山	15:34
	旧小学校前	18:00	⇒	島勝	18:15	⇒	島勝	18:25	⇒	国道相賀	18:49

瀬木山～国道相賀～島勝～旧小学校前										
三重交通島勝線（須賀利方面）						ふれあいバス須賀利地区（須賀利方面）				
国道相賀	6:30	⇒	島勝	6:54	⇒	島勝	7:00	⇒	旧小学校前	7:15
瀬木山	8:20	⇒	島勝	9:09	⇒	島勝	9:15	⇒	旧小学校前	9:30
瀬木山	11:45	⇒	島勝	12:34	⇒	島勝	12:40	⇒	旧小学校前	12:55
瀬木山	13:45	⇒	島勝	14:34	⇒	島勝	14:40	⇒	旧小学校前	14:55
瀬木山	17:30	⇒	島勝	18:19	⇒	島勝	18:25	⇒	旧小学校前	18:40

※日曜は運休
▲印は、平日運行
■印は、土曜、祝日運行

ふれあいバス八鬼山線　時刻表

八鬼山線については、三木里駅において、JR紀勢線に接続しています。また、尾鷲総合病院前において、三重交通路線バス南紀特急バス、南紀高速バスに接続しています。

平成25年5月1日～

東古江→三木里駅→三木浦→早田→漁業組合前→尾鷲市街

停留所名	区間時分	時刻				
東古江	0	6:32				
しお学舎前	0	6:32				
新開地	0	6:32				
八十川橋	5	6:37				
山後橋	1	6:38				
三木里駅下	0	6:38				
三木里駅	1	6:39	6:40	9:40	13:30	17:10
三木里駅下	1		6:41	9:41	13:31	17:11
山後橋	0		6:41	9:41	13:31	17:11
八十川橋	1		6:42	9:42	13:32	17:12
三木里	0		6:42	9:42	13:32	17:12
病院前	1		6:43	9:43	13:33	17:13
松原	0		6:43	9:43	13:33	17:13
名柄	1		6:44	9:44	13:34	17:14
民宿前	0		6:44	9:44	13:34	17:14
小脇	2		6:46	9:46	13:36	17:16
中山	2		6:48	9:48	13:38	17:18
三木浦口	1		6:49	9:49	13:39	17:19
市場前	0		6:49	9:49	13:39	17:19
三木浦	1		6:50	9:50	13:40	17:20
うみの子ぶんこ前	1		6:51	9:51	13:41	17:21
コノワ（着）	1		6:52	9:52	13:42	17:22
コノワ（発）	1		6:53	9:53	13:43	17:23
うみの子ぶんこ前	1		6:54	9:54	13:44	17:24
三木浦	1		6:55	9:55	13:45	17:25
市場前	0		6:55	9:55	13:45	17:25
三木浦口	0		6:55	9:55	13:45	17:25
国道三木浦	2		6:57	9:57	13:47	17:27
三木小学校前	1		6:58	9:58	13:48	17:28
早田峠	5		7:03	10:03	13:53	17:33
早田口	1		7:04	10:04	13:54	17:34
早田（着）	1		7:05	10:05	13:55	17:35
早田（発）	1		7:06	10:06	13:56	17:36
早田口	1		7:07	10:07	13:57	17:37
早田峠	0		7:07	10:07	13:57	17:37
九鬼駅	7		7:14	10:14	14:04	17:44
梅の輪	1		7:15	10:15	14:05	17:45
中学校前	1		7:16	10:16	14:06	17:46
診療所前	1		7:17	10:17	14:07	17:47
漁業組合前	0		7:17	10:17	14:07	17:47
九鬼町（着）	1		7:18	10:18	14:08	17:48
九鬼町（発）	1		7:19	10:19	14:09	17:49
漁業組合前	0		7:19	10:19	14:09	17:49
診療所前	1			10:20		
中学校前	1			10:21		
梅の輪	1			10:22		
九鬼駅	1			10:23		
国道矢浜	15			10:38		
尾鷲市病院前	3	7:30	7:41	10:41	14:31	18:11
イオン前	1					
野地町	2					
栄町	1					
朝日町	1					
尾鷲港	1					
ハローワーク前	0		7:47	10:47	14:37	18:17
瀬木山	1		7:48	10:48	14:38	18:18

JR紀勢線
新宮行(9:21

JR紀勢線

ハラソ線
梶賀より
9:34着

ハラソ線
梶賀より
13:24着

JR紀勢線
多気行(17:06

JR紀勢線

三重交通
南紀特急バ

三重交通
南紀特急バス

三重交通
南紀特急バス

三重交通
南紀特急バ

三重交通
南紀特急バ

三重交通
南紀特急バス

三重交通
南紀特急バス

尾鷲市街→漁業組合前→早田→三木浦→三木里駅→東古江

停留所名	区間時分	時刻				
瀬木山		8:05	12:00			
ハローワーク前	0	8:05	12:00			
尾鷲港	1					
朝日町	1					
栄町	1					
野地町	1	8:09	12:04	15:54	19:59	
イオン前	2	8:11	12:06	15:56	20:01	
尾鷲市病院前	1	8:12	12:07	15:57	19:02	
国道矢浜	2	8:14	12:09	15:59	19:04	
九鬼駅	15	8:29	12:24	16:14	19:19	
梅の輪	1					
中学校前	1					
診療所前	1					
漁業組合前	0	8:32	12:27	16:17	19:22	
九鬼町（着）	1	8:33	12:28	16:18	19:23	
九鬼町（発）	1	8:34	12:29	16:19	19:24	
漁業組合前	0	8:34	12:29	16:19	19:24	
診療所前	1	8:35	12:30	16:20	19:25	
中学校前	1	8:36	12:31	16:21	19:26	
梅の輪	1	8:37	12:32	16:22	19:27	
九鬼駅	1	8:38	12:33	16:23	19:28	
早田峠	6	8:44	12:39	16:29	19:34	
早田口	1	8:45	12:40	16:30	19:35	
早田（着）	1	8:46	12:41	16:31	19:36	
早田（発）	1	8:47	12:42	16:32	19:37	
早田口	1	8:48	12:43	16:33	19:38	
早田峠	0	8:48	12:43	16:33	19:38	
三木小学校前	7	8:55	12:50	16:40	19:45	
国道三木浦	1	8:56	12:51	16:41	19:46	
三木浦口	1	8:57	12:52	16:42	19:47	
市場前	0	8:57	12:52	16:42	19:47	
三木浦	1	8:58	12:53	16:43	19:48	
うみの子ぶんこ前	1	8:59	12:54	16:44	19:49	
コノワ（着）	1	9:00	12:55	16:45	19:50	
コノワ（発）	1	9:01	12:56	16:46	19:51	
うみの子ぶんこ前	1	9:02	12:57	16:47	19:52	
三木浦	1	9:03	12:58	16:48	19:53	
市場前	0	9:03	12:58	16:48	19:53	
三木浦口	0	9:03	12:58	16:48	19:53	
中山	2	9:05	13:00	16:50	19:55	
小脇	2	9:07	13:02	16:52	19:57	
民宿前	2	9:09	13:04	16:54	19:59	
名柄	0	9:09	13:04	16:54	19:59	
松原	1	9:10	13:05	16:55	20:00	
病院前	0	9:10	13:05	16:55	20:00	
三木里	1	9:11	13:06	16:56	20:01	
八十川橋	0	9:11	13:06	16:56	20:01	
山後橋	1	9:12	13:07	16:57	20:02	
三木里駅下	0	9:12	13:07	16:57	20:02	
三木里駅	1	9:13	13:08	16:58	20:03	20:08
三木里駅下	1	↓	↓	↓	↓	20:09
山後橋	0	9:35発	13:25発	17:20発		20:09
八十川橋	1	ハラソ線	ハラソ線	ハラソ線		20:10
新開地	5	瀬木山行き	瀬木山行き	瀬木山行き		20:15
しお学舎前	0					20:15
東古江	0					20:15

三重交通
南紀特急バス

三重交通
南紀高速バス

三重交通
南紀高速バス
下り(15:19
着)
南紀特急バス

三重交通
南紀高速バス
下り(18:19
着)

三重交通
南紀高速バス

三重交通
南紀特急バ

三重交通
南紀特急バ

三重交通
南紀特急バ

JR紀勢線
新宮行(9:21

JR紀勢線
新宮行(17:32

JR紀勢線
新宮行(20:08発)

③既存交通との整合性(H25.4.1～)

ハラソ線については、賀田駅において、JR紀勢線に接続しています。また、尾鷲総合病院前において、三重交通路線バス南紀特急バス、南紀高速バスに接続しています。

梶賀→賀田駅→古江→三木里駅→尾鷲市街

停留所名	時			
梶賀				
神社前				
梶賀口				
西田ノ尻				
逢神橋	7:17	9:17	13:07	17:02
曽根	7:18	9:18	13:08	17:03
賀田駅（着）	**7:20**	**9:20**	**13:10**	**17:05**
賀田駅（発）	**7:20**	**9:20**	**13:10**	**17:05**
賀田	7:21	9:21	13:11	17:06
ふかつろ	7:23	9:23	13:13	17:08
南古江				
古江				
東古江				
しお学舎前	7:27	9:27	13:17	17:12
新開地	7:27	9:27	13:17	17:12
八十川橋	7:32	9:32	13:22	17:17
山子橋	7:33		13:23	
三木里駅下	7:33		13:23	
三木里駅（着）	7:34		13:24	
三木里駅（発）	7:35		13:25	
国道矢浜	7:48	9:48	13:38	17:33
尾鷲市病院前	**7:51**	**9:51**	**13:41**	**17:36**
ジャスコ前	7:52	9:52	13:42	17:37
野地町	7:54		13:44	17:39
栄町	7:55			
朝日町	7:56			
尾鷲港	7:57			
ハローワーク前	7:57	9:57	13:47	
瀬木山	7:58	9:58	13:48	17:43

JR紀勢線
多気行（7:09着）

JR紀勢線
多気行（8:50着）

JR紀勢線
亀山行（16:11着）
新宮行（16:11着）

JR紀勢線
新宮行（7:59発）

JR紀勢線
長島行（14:05発）

三重交通
南紀高速バス
下り（9:25着）

三重交通
南紀高速バス
下り（17:36着）

三重交通
南紀特急バス
下り（14:05発）

三重交通
南紀高速バス
下り（18:19発）

尾鷲市街→三木里駅→古江→賀田駅→梶賀

停留所名	時			
瀬木山	8:15	11:55	15:55	18:50
ハローワーク前	8:15	11:55		
尾鷲港				
朝日町				
栄町				
地			15:59	
ジャスコ前		12:01	16:01	
尾鷲市病院前	**8:22**	**12:02**	**16:02**	**18:57**
国道矢浜	8:24	12:04		
三木里駅（着）				
三木里駅（発）				
三木里駅下				
山子橋				
八十川橋				
新開地	8:46	12:26		
しお学舎前				
東古江				
古江				
南古江			16:28	19:23
ふかつろ	8:50		16:30	19:25
賀田	8:52		16:32	19:27
賀田駅（着）	**8:53**	**12:33**	**16:33**	**19:28**
賀田駅（発）	**8:53**	**12:33**	**16:33**	**19:28**
曽根				
逢神橋				
西田ノ尻				
梶賀口				
神社前				
梶賀				

三重交通
南紀高速バス
上り（8:07着）

三重交通
南紀高速バス
下り（18:35着）

三重交通
南紀特急バス
下り（12:05発）

三重交通
南紀特急バス
下り（16:35発）

三重交通
南紀特急バス
下り（19:36発）

JR紀勢線
新宮行（12:24着）

JR紀勢線
新宮行（9:26発）

JR紀勢線
新宮行（20:12発）

③既存交通との整合性

尾鷲地区については、尾鷲駅において、JR紀勢線に接続しています。また、尾鷲総合病院前において、三重交通路線バス南紀特急バス、南紀高速バスに接続しています。

紀伊松本～尾鷲駅	紀伊松本	↓	7:25	↓	8:45					↓	11:25			↓	14:05			↓	16:55		
	椿園前	↓	7:28	↓	8:48					↓	11:28			↓	14:08			↓	16:58		
	大曽根浦駅前	↓	7:30	↓	8:50					↓	11:30			↓	14:10			↓	17:00		
	夢古道おわせ前											↓	13:04					↓	17:03		
	熊野古道センター前	↓	7:32	↓	8:52					↓	11:32	↓	13:05	↓	14:12			↓	17:04		
	向井小学校前	↓	7:32	↓	8:52					↓	11:32	↓	13:05	↓	14:12			↓	17:04		
	向井	↓	7:33	↓	8:53					↓	11:33	↓	13:06	↓	14:13			↓	17:05		
	向井西	↓	7:33	↓	8:53					↓	11:33	↓	13:06	↓	14:13			↓	17:05		
	二本松	↓	7:35	↓	8:55					↓	11:35	↓	13:08	↓	14:15			↓	17:07		
	岡崎野田	↓	7:36	↓	8:56					↓	11:36	↓	13:09	↓	14:16			↓	17:08		
	矢浜	↓	7:37	↓	8:57					↓	11:37	↓	13:10	↓	14:17			↓	17:09		
	国市	↓	7:38	↓	8:58					↓	11:38	↓	13:11	↓	14:18			↓	17:10		
	主婦の店前	↓	7:38	↓	8:58					↓	11:38	↓	13:11	↓	14:18			↓	17:10		
	文化会館西	↓	7:39	↓	8:59					↓	11:39	↓	13:12	↓	14:19			↓	17:11		
	瀬木山	↓	7:40	↓	9:00					↓	11:40	↓	13:13	↓	14:20			↓	17:12		
	ハローワーク前	↓	7:40	↓	9:00					↓	11:40	↓	13:13	↓	14:20			↓	17:12		
	尾鷲港	↓	7:41	↓	9:01					↓	11:41	↓	13:14	↓	14:21			↓	17:13		
	朝日町	↓	7:42	↓	9:02					↓	11:42	↓	13:15	↓	14:22			↓	17:14		
	栄町	↓	7:43	↓	9:03					↓	11:43	↓	13:16	↓	14:23			↓	17:15		
	尾鷲駅	↓	7:45	↓	9:05					↓	11:45	↓	13:18	↓	14:25			↓	17:17		

三重交通　南紀特急バス
下り（9:32発）

三重交通　南紀特急バス
下り（12:12発）

三重交通　南紀特急バス
上り（13:00発）

JR紀勢線多気行　（9:14発）
特急南紀
名古屋行(10:02)

JR紀勢線
新宮行（12:00発）

JR紀勢線
特急南紀
名古屋行（13:33発）

JR紀勢線
長島行（14:38発）

JR紀勢線
多気行（17:25発）

尾鷲駅～尾鷲総合病院～光ヶ丘～尾鷲駅

		JR紀勢線 多気行(7:32着) 新宮行(7:37着)		JR紀勢線 新宮行(9:03着)				JR紀勢線 南紀特急 名古屋行(10:02着)				JR紀勢線 南紀特急 勝浦行(12:44着)				JR紀勢線 南紀特急 名古屋行(15:36着)		JR紀勢線 新宮行(17:13着)	
尾鷲駅	↓	7:50	↓	9:10	↓	10:00	↓	10:30	↓	11:50	↓	13:18			↓	15:40	↓	17:20	↓ 18:00
尾鷲駅口	↓	7:52	↓	9:12	↓	10:02	↓	10:32	↓	11:52	↓	13:20			↓	15:42	↓	17:22	↓ 18:02
市役所前	↓	7:53	↓	9:13	↓	10:03	↓	10:33	↓	11:53	↓	13:21			↓	15:43	↓	17:23	↓ 18:03
				三重交通 南紀高速バス 上り(8:51着)		三重交通 南紀特急バス 下り(9:25着) 上り(9:37着)				三重交通 南紀特急バス 上り(11:07着)		三重交通 南紀特急バス 上り(13:07着)				三重交通 南紀特急バス 下り(14:56着)		三重交通 南紀高速バス 上り(16:51着)	三重交通 南紀特急バス 下り(17:36着)
尾鷲総合病院	↓	7:55	↓	9:15	↓	10:05	↓	10:35	↓	11:55	↓	13:23			↓	15:45	↓	17:25	↓ 18:05
				三重交通 南紀特急バス 上り(9:37発)				三重交通 南紀特急バス 上り(11:07発)		三重交通 南紀高速バス 下り(11:59発) 南紀特急バス 下り(12:05発)		三重交通 南紀特急バス 上り(13:37発)					三重交通 南紀特急バス 下り(17:36発)	三重交通 南紀特急バス 上り(18:17発) 南紀特急バス 下り(18:36発) 南紀高速バス 下り(18:19発)
大滝	↓	7:57			↓	10:07	↓	[illegible]			↓	13:25			↓	15:47	↓	17:27	
新田	↓	7:58	↓	9:18	↓	10:08	↓	10:38	↓	11:58	↓	13:26			↓	15:48	↓	17:28	
自動車学校前	↓	7:59	↓	9:19	↓	10:09	↓	10:39	↓	11:59	↓	13:27			↓	15:49	↓	17:29	
光ヶ丘	↓	8:00	↓	9:20	↓	10:10	↓	10:40	↓	12:00	↓	13:28			↓	15:50	↓	17:30	
大滝	↓	8:02	↓	9:22	↓	10:12	↓	10:42	↓	12:02	↓	13:30			↓	15:52	↓	17:32	↓ 18:12
尾鷲総合病院	↓	8:04	↓	9:24	↓	10:14	↓	10:44	↓	12:04	↓	13:32			↓	15:54	↓	17:34	↓ 18:14
イオン前	↓	8:06	↓	9:26	↓	10:16	↓	10:46	↓	12:06	↓	13:34			↓	15:56	↓	17:36	↓ 18:16
ホテル望月前	↓	8:07	↓	9:27	↓	10:17	↓	10:47	↓	12:07	↓	13:35			↓	15:57	↓	17:37	↓ 18:17
野地町	↓	8:09	↓	9:29	↓	10:19	↓	10:49	↓	12:09	↓	13:36			↓	15:59	↓	17:39	↓ 18:19
尾鷲駅	↓	8:10	↓	9:30	↓	10:20	↓	10:50	↓	12:10	↓	13:38			↓	16:00	↓	17:40	↓ 18:20
				JR紀勢線 特急南紀 名古屋行(10:02発)		JR紀勢線 特急南紀 勝浦行(10:46発)				JR紀勢線 松阪行(12:26発) 南紀特急						JR紀勢線 亀山行(16:38発)			JR紀勢線 新宮行(18:38発)

尾鷲駅～紀伊松本

				JR紀勢線 南紀特急 勝浦行(10:46着)		JR紀勢線 松阪行(12:26発) 南紀特急 勝浦行(12:44着)		JR紀勢線 南紀特急 名古屋行(13:33着)		JR紀勢線 新宮行(15:51発) 南紀特急		JR紀勢線 南紀特急 名古屋行(18:16着)
尾鷲駅	↓	8:20	↓	10:55	↓	12:50	↓	13:40	↓	16:05	↓	18:20
栄町	↓	8:22	↓	10:57	↓	12:52	↓	13:42	↓	16:07	↓	18:22
朝日町	↓	8:23	↓	10:58	↓	12:53	↓	13:43	↓	16:08	↓	18:23
尾鷲港	↓	8:24	↓	10:59	↓	12:54	↓	13:44	↓	16:09	↓	18:24
ハローワーク前	↓	8:24	↓	10:59	↓	12:54	↓	13:44	↓	16:09	↓	18:24
瀬木山	↓	8:25	↓	11:00	↓	12:55	↓	13:45	↓	16:10	↓	18:25
		三重交通 尾鷲長島線 上り(8:40発)		三重交通 尾鷲長島線 上り(11:30発)		三重交通 南紀特急バス 上り(13:00発)				三重交通 尾鷲長島線 上り(16:15発)		
文化会館西	↓	8:25	↓	11:00	↓	12:55	↓	13:45	↓	16:10	↓	18:25
主婦の店前	↓	8:26	↓	11:01	↓	12:56	↓	13:46	↓	16:11	↓	18:26
国市	↓	8:27	↓	11:02	↓	12:57	↓	13:47	↓	16:12	↓	18:27
矢浜	↓	8:28	↓	11:03	↓	12:58	↓	13:48	↓	16:13	↓	18:28
岡崎野田	↓	8:29	↓	11:04	↓	13:00	↓	13:49	↓	16:14	↓	18:29
二本松	↓	8:30	↓	11:05	↓	13:00	↓	13:50	↓	16:15	↓	18:30
向井西	↓	8:32	↓	11:07	↓	13:02	↓	13:52	↓	16:17	↓	18:32
向井	↓	8:32	↓	11:07	↓	13:02	↓	13:52	↓	16:17	↓	18:32
向井小学校前	↓	8:33	↓	1108	↓	13:03	↓	13:53	↓	16:18	↓	18:33
熊野古道センター前	↓	8:33	↓	11:08	↓	13:03	↓	13:53	↓	16:18	↓	18:33
夢古道おわせ前	↓	8:34			↓	13:04						
大曽根浦駅前	↓	8:37	↓	11:10			↓	13:55	↓	16:20	↓	18:35
椿園前	↓	8:39	↓	11:12			↓	13:57	↓	16:22	↓	18:37
紀伊松本	↓	8:41	↓	11:15			↓	14:00	↓	16:25	↓	18:40

③既存交通との整合性

須賀利線については、島勝バス停において、三重交通路線バス島勝線に接続しています。

	須賀利線					
平日	旧小学校前	6:35	→	島勝	6:50	三重交通　島勝線　（7:00発）
	旧小学校前	7:15	←	島勝	7:00	三重交通　島勝線　（6:54着）
	旧小学校前	7:45	→	島勝	8:00	三重交通　島勝線　（8:10発）
土曜祝日	旧小学校前	8:55	→	島勝	9:10	三重交通　島勝線　（9:20発）
	旧小学校前	9:30	←	島勝	9:15	三重交通　島勝線　（9:09着）
	旧小学校前	12:20	→	島勝	12:35	三重交通　島勝線　（12:45発）
	旧小学校前	12:55	←	島勝	12:40	三重交通　島勝線　（12:34着）
	旧小学校前	14:20	→	島勝	14:35	三重交通　島勝線　（14:45発）
	旧小学校前	14:55	←	島勝	14:40	三重交通　島勝線　（14:34着）
	旧小学校前	18:00	→	島勝	18:15	三重交通　島勝線　（14:45発）
	旧小学校前	18:40	←	島勝	18:25	三重交通　島勝線　（18:19着）

④運送事業者の決定方法、⑤運送業者を選定した経緯

○ふれあいバス尾鷲地区

１．選定方法

・プロポーザル方式により選定

２．選定の経緯

項　　目	日　　程
①　公募の周知及び公募要領等の配布	平成２５年１月７日（月）から１月２１日（月）
②　質問の受付期間	平成２５年１月７日（月）から１月２３日（水）
③　質問への回答	平成２５年１月２５日（金）
④　申請書類の受付期間	平成２５年１月２５日（金）から２月４日（月）
⑤　提案審査（プレゼンテーション）	平成２５年２月６日（水）
⑥　候補者の選定及び優秀者との交渉	平成２５年２月６日（水）
⑦　選定結果の通知及び公表	平成２５年２月９日（金）
⑧　協定の締結	平成２５年２月１８日（月）
⑨　業務開始	平成２５年４月１日（月）

３．選定事業者

・三重交通株式会社

○ふれあいバス八鬼山線及びハラソ線

１．選定方法

・随意契約

４条（一般乗合旅客旅客自動車運送）許可を保有し、かつ近隣に営業所を有する事業者である。また、急な車両のトラブルについても早急な対応が可能であるとともに安価な委託料が見込める。

また、現在、本市において定期路線バスを運行しており、運行におけるノウハウ、安全面での実績がある。

以上のことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第７号に該当するものと判断し、随意契約といたしたい。

２．選定の経緯

項　　目	日　　程
①　様書及び見積徴収依頼の送付	平成２５年２月１２日（火）
②業者から提出された金額が予定価格内であったため、落札となり、契約締結	平成２５年２月２８日（木）

③選定業者

・三重交通株式会社

○ふれあいバス須賀利地区

１．選定方法

・プロポーザル方式により選定

２．選定の経緯

項　　目	日　　程
⑩　公募の周知及び公募要領等の配布	平成２５年6月25日（月）～6月29日（金）
⑪　質問の受付期間	平成２５年6月25日（月）～7月2日（月）
⑫　質問への回答	平成２５年7月3日（火）
⑬　申請書類の受付期間	平成２５年7月3日（火）～7月10日（火）
⑭　提案審査（プレゼンテーション）	平成２５年7月12日（木）
⑮　候補者の選定及び優秀者との交渉	平成２５年7月13日（金）
⑯　選定結果の通知及び公表	平成２５年7月23日
⑰　協定の締結	平成２５年7月23日
⑱　業務開始	平成２５年１０月１日

３．選定事業者

・三重交通株式会社

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統（乗合バス型運行）用）

事業者名	尾鷲市

平成26年度

1．申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,797 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	1,797 千円
	営業費用	11,836 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	11,836 千円
	営業損益	▲ 10,039 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 10,039 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	52,231.5 km				経常収支率	15.18%

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,713 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ')	1,713 千円
	営業費用	11,996 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ')	11,996 千円
	営業損益	▲ 10,283 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 10,283 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	54,006.0 km				経常収支率	14.27%

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,827 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ")	1,827 千円
	営業費用	11,232 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ")	11,232 千円
	営業損益	▲ 9,405 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 9,405 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	54,604.0 km				経常収支率	16.26%

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝ a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝ b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 ＝ d
東海	205円. 69銭	222円. 12銭	226円. 60銭	5.00 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2．キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2))^2＝ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	238円. 07銭	380円. 58銭	238円. 07銭	34円. 40銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3．補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統 起点	運行系統 主な経由地	運行系統 終点	計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程 チ		補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程 ヌ		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 （チ－(リ＋ヌ)）÷チ＝ル	計画実車走行キロ ヲ
東海	1	尾鷲市ふれあいバス 尾鷲地区	尾鷲駅	朝日町	紀伊松本	365 日	1825 回	往 7.8km 復 7.8km	(平均) 7.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100%	28,470.0km
	2	尾鷲市ふれあいバス 尾鷲地区	尾鷲駅	光ヶ丘	尾鷲駅	365 日	3285 回	往 6.1km 復 0.0km	6.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	20,038.5km
	3	尾鷲市ふれあいバス 尾鷲地区	尾鷲駅	朝日町	夢古道おわせ前	365 日	365 回	往 5.1km 復 5.1km	5.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	3,723.0km
	4	尾鷲市ふれあいバス 須賀利地区	旧小学校前	漁協前	島勝	313 日	1565 回	往 6.0km 復 6.0km	6.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	18,780.0km
合計		系統						往 25.0km 復 18.9km	25.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		71,011.5km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 へ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益（ノの額） ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ－カ＝ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル＝ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2＝ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額（ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額） ラ
東海	1	6,777,852 円	34円. 94銭	994,741 円	5,783,111 円	5,783,111 円	5,783千円	2,891.5 千円		
	2	4,770,565 円	35円. 84銭	718,179 円	4,052,386 円	4,052,386 円	4,052千円	2,026. 千円		
	3	886,334 円	34円. 94銭	130,081 円	756,253 円	756,253 円	756千円	378. 千円		
	4	4,470,954 円	8円. 96銭	168,268 円	4,302,686 円	4,302,686 円	4,302千円	2,151. 千円		
合計		16,905,705 円		2,011,269 円	14,894,436 円	14,894,436 円	14,893千円	7,446. 千円	2,344千円	2,344千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		ニ×ヲーカ＝ム	ムーラ＝ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	1	5,456,561 円										
	2	3,822,545 円										
	3	713,550 円										
	4	4,087,280 円										
合計		14,079,936 円	11,735,936 円	0 円	0%	13,747,205 円	117%	0 円	0%	0 円	0%	

（補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表）

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間の前々年度） e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間の前年度） f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間※） g	平均増減率 (((f÷e)-1)＋((g÷f)-1))÷2 ＝ h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2))^2 ＝ ノ
東海	1	33円. 46銭	31円. 86銭	34円. 40銭	1.59 %	34円. 94銭
	2		33円. 02銭	34円. 40銭	4.17 %	35円. 84銭
	3	33円. 46銭	31円. 99銭	34円. 40銭	1.57 %	34円. 94銭
	4		37円. 32銭	16円. 95銭	▲ 54.58 %	8円. 96銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2）の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。

7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。

10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

12.「補助対象経費」の欄は、（ソ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

15.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」として記載すること。

17.「平均増減率」は%以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統（乗合バス型運行）用）

事業者名	尾鷲市

平成27年度

1．申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,797 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	1,797 千円
	営業費用	11,836 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	11,836 千円
	営業損益	▲ 10,039 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 10,039 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	52,231.5 km				経常収支率	15.18%

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,713 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ')	1,713 千円
	営業費用	11,996 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ')	11,996 千円
	営業損益	▲ 10,283 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 10,283 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	54,006.0 km				経常収支率	14.27%

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,827 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ")	1,827 千円
	営業費用	11,232 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ")	11,232 千円
	営業損益	▲ 9,405 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 9,405 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	54,604.0 km				経常収支率	16.26%

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝ a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝ b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 ＝ d
東海	205円. 69銭	222円. 12銭	226円. 60銭	5.00 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2．キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2))^2＝ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	238円. 07銭	380円. 58銭	238円. 07銭	34円. 40銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3．補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統 起点	運行系統 主な経由地	運行系統 終点	計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程 チ		補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程 ヌ		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 （チ－(リ＋ヌ)）÷チ＝ル	計画実車走行キロ ヲ
東海	1	尾鷲市ふれあいバス 尾鷲地区	尾鷲駅	朝日町	紀伊松本	365 日	1825 回	往 7.8km 復 7.8km	(平均) 7.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100%	28,470.0km
	2	尾鷲市ふれあいバス 尾鷲地区	尾鷲駅	光ヶ丘	尾鷲駅	365 日	3285 回	往 6.1km 復 0.0km	6.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	20,038.5km
	3	尾鷲市ふれあいバス 尾鷲地区	尾鷲駅	朝日町	夢古道おわせ前	365 日	365 回	往 5.1km 復 5.1km	5.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	3,723.0km
	4	尾鷲市ふれあいバス 須賀利地区	旧小学校前	漁協前	島勝	313 日	1565 回	往 6.0km 復 6.0km	6.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	18,780.0km
合計		系統						往 25.0km 復 18.9km	25.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		71,011.5km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 へ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益（ノの額） ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ－カ＝ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル＝ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2＝ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額（ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額） ラ
東海	1	6,777,852 円	34円. 94銭	994,741 円	5,783,111 円	5,783,111 円	5,783千円	2,891.5 千円		
	2	4,770,565 円	35円. 84銭	718,179 円	4,052,386 円	4,052,386 円	4,052千円	2,026. 千円		
	3	886,334 円	34円. 94銭	130,081 円	756,253 円	756,253 円	756千円	378. 千円		
	4	4,470,954 円	8円. 96銭	168,268 円	4,302,686 円	4,302,686 円	4,302千円	2,151. 千円		
合計		16,905,705 円		2,011,269 円	14,894,436 円	14,894,436 円	14,893千円	7,446. 千円	2,344千円	2,344千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		ニ×ヲーカ＝ム	ムーラ＝ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	1	5,456,561 円										
	2	3,822,545 円										
	3	713,550 円										
	4	4,087,280 円										
合計		14,079,936 円	11,735,936 円	0 円	0%	13,747,205 円	117%	0 円	0%	0 円	0%	

（補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表）

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間の前々年度） e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間の前年度） f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間※） g	平均増減率 (((f÷e)-1)＋((g÷f)-1))÷2 ＝ h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2))^2 ＝ ノ
東海	1	33円. 46銭	31円. 86銭	34円. 40銭	1.59 %	34円. 94銭
	2		33円. 02銭	34円. 40銭	4.17 %	35円. 84銭
	3	33円. 46銭	31円. 99銭	34円. 40銭	1.57 %	34円. 94銭
	4		37円. 32銭	16円. 95銭	▲ 54.58 %	8円. 96銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2）の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。

7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。

10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

12.「補助対象経費」の欄は、（ソ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

15.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」として記載すること。

17.「平均増減率」は%以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統（乗合バス型運行）用）

事業者名	尾鷲市

平成28年度

1．申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,797 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	1,797 千円
	営業費用	11,836 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	11,836 千円
	営業損益	▲ 10,039 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 10,039 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	52,231.5 km				経常収支率	15.18%

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,713 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ')	1,713 千円
	営業費用	11,996 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ')	11,996 千円
	営業損益	▲ 10,283 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 10,283 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	54,006.0 km				経常収支率	14.27%

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,827 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ")	1,827 千円
	営業費用	11,232 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ")	11,232 千円
	営業損益	▲ 9,405 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 9,405 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	54,604.0 km				経常収支率	16.26%

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝ a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝ b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 ＝ d
東海	205円. 69銭	222円. 12銭	226円. 60銭	5.00 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2．キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2))^2＝ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	238円. 07銭	380円. 58銭	238円. 07銭	34円. 40銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3．補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統 起点	運行系統 主な経由地	運行系統 終点	計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程 チ		補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程 ヌ		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 （チ－(リ＋ヌ)）÷チ＝ル	計画実車走行キロ ヲ
東海	1	尾鷲市ふれあいバス 尾鷲地区	尾鷲駅	朝日町	紀伊松本	366 日	1830 回	往 7.8km 復 7.8km	(平均) 7.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100%	28,548.0km
	2	尾鷲市ふれあいバス 尾鷲地区	尾鷲駅	光ヶ丘	尾鷲駅	366 日	3294 回	往 6.1km 復 0.0km	6.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	20,093.4km
	3	尾鷲市ふれあいバス 尾鷲地区	尾鷲駅	朝日町	夢古道おわせ前	366 日	366 回	往 5.1km 復 5.1km	5.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	3,733.2km
	4	尾鷲市ふれあいバス 須賀利地区	旧小学校前	漁協前	島勝	314 日	1570 回	往 6.0km 復 6.0km	6.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	18,840.0km
合計		系統						往 25.0km 復 18.9km	25.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		71,214.6km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 へ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益（ノの額） ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ－カ＝ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル＝ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2＝ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額（ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額） ラ
東海	1	6,796,422 円	34円. 94銭	997,467 円	5,798,955 円	5,798,955 円	5,798千円	2,899. 千円		
	2	4,783,635 円	35円. 84銭	720,147 円	4,063,488 円	4,063,488 円	4,063千円	2,031.5 千円		
	3	888,762 円	34円. 94銭	130,438 円	758,324 円	758,324 円	758千円	379. 千円		
	4	4,485,238 円	8円. 96銭	168,806 円	4,316,432 円	4,316,432 円	4,316千円	2,158. 千円		
合計		16,954,057 円		2,016,858 円	14,937,199 円	14,937,199 円	14,935千円	7,467. 千円	2,344千円	2,344千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		ニ×ヲ－カ＝ム	ム－ラ＝ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	1	5,471,509 円										
	2	3,833,017 円										
	3	715,505 円										
	4	4,100,338 円										
合計		14,120,369 円	11,776,369 円	0 円	0%	13,747,205 円	117%	0 円	0%	0 円	0%	

（補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表）

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間の前々年度） e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間の前年度） f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間※） g	平均増減率 (((f÷e)-1)＋((g÷f)-1))÷2 ＝ h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2))^2 ＝ ノ
東海	1	33円. 46銭	31円. 86銭	34円. 40銭	1.59 %	34円. 94銭
	2		33円. 02銭	34円. 40銭	4.17 %	35円. 84銭
	3	33円. 46銭	31円. 99銭	34円. 40銭	1.57 %	34円. 94銭
	4		37円. 32銭	16円. 95銭	▲ 54.58 %	8円. 96銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2）の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。

7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。

10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

12.「補助対象経費」の欄は、（ソ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

15.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」として記載すること。

17.「平均増減率」は%以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統（乗合バス型運行）用）

事業者名	三重交通株式会社

平成26年度分

1．申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業							
	営業収益	5,875,943	千円	営業外収益	43,143 千円	経常収益(イ)	5,919,086	千円
	営業費用	7,212,994	千円	営業外費用	34,933 千円	経常費用(ロ)	7,247,927	千円
	営業損益	△ 1,337,051	千円	営業外損益	8,210 千円	経常損益	△ 1,328,841	千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	22,356,471.8 km					経常収支率	81.67	%

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業							
	営業収益	6,128,127	千円	営業外収益	30,486 千円	経常収益(イ')	6,158,613	千円
	営業費用	7,322,496	千円	営業外費用	28,168 千円	経常費用(ロ')	7,350,664	千円
	営業損益	△ 1,194,369	千円	営業外損益	2,318 千円	経常損益	△ 1,192,051	千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	22,843,096.2 km					経常収支率	83.78	%

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業							
	営業収益	6,141,960	千円	営業外収益	36,261 千円	経常収益(イ")	6,178,221	千円
	営業費用	7,270,005	千円	営業外費用	26,695 千円	経常費用(ロ")	7,296,700	千円
	営業損益	△ 1,128,045	千円	営業外損益	9,566 千円	経常損益	△ 1,118,479	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	22,931,477.8 km					経常収支率	84.67	%

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2＝d
東海	318円19銭	321円78銭	324円19銭	0.0093 %

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2．キロあたり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2))^＝ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	327円21銭	353円96銭	327円21銭	264円75銭

3．補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統 起点	主な経由地	終点	計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程 チ	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チ－(リ＋ヌ))÷チ＝ル	計画実車走行キロ ヲ
東海	第1号	尾鷲市ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ 八鬼山線	瀬木山	三木浦	三木里駅前	365 日	##### 回	往 31.8 Km（平均） 復 31.8 Km 31.8 Km	往 Km（平均） 復 Km Km	往 Km（平均） 復 Km Km	% 100.000%	92,856.0 Km
	第2号	尾鷲市ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ 八鬼山線	三木里駅前		東古江	365 日	365.0 回	往 3.4 Km 復 3.4 Km 3.4 Km	往 Km 復 Km Km	往 Km 復 Km Km	% 100.000%	2,482.0 Km
	第3号	尾鷲市ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ ハラソ線	瀬木山	三木里駅前	梶賀	365 日	##### 回	往 24.4 Km 復 24.4 Km 24.4 Km	往 Km 復 Km Km	往 Km 復 Km Km	% 100.000%	71,248.0 Km
合計		3系統						往 59.6 Km 復 59.6 Km 59.6 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km 0.0 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km 0.0 Km		166,586.0 Km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額：ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益（ノの額） ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額：カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワーカ＝ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル＝ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2＝ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額（ネ又はナのうちいずれか小ないほうの額） ラ
東海	第1号	30,383,411 円	72円72銭	6,752,488 円	23,630,923 円	23,630,923 円	23,630 千円	11,815.0 千円		
	第2号	812,135 円	66円99銭	166,269 円	645,866 円	645,866 円	645 千円	322.5 千円		
	第3号	23,313,058 円	112円46銭	8,012,550 円	15,300,508 円	15,300,508 円	15,300 千円	7,650.0 千円		
合計		54,508,604 円		14,931,307 円	39,577,297 円	39,577,297 円	39,575 千円	19,787 千円	7,647 千円	7,647 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヲーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	第1号	23,630,923 円										
	第2号	645,866 円										
	第3号	15,300,508 円										
合計		39,577,297 円	31,930,297 円	円	%	31,930,297 円	100.0 %	円	%	円	%	

（補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表）

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間の前々年度）e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間の前年度）f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間※）g	平均増減率 (((f÷e)−1)＋((g÷f)−1))÷2 ＝ h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2))²＝ ノ
東海	第1号	110円00銭	104円19銭	83円01銭	−0.1280 %	72円72銭
	第2号		104円19銭	83円01銭	−0.2032 %	66円99銭
	第3号	100円63銭	106円16銭	108円34銭	0.0377 %	112円46銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2）の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。

7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。

10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

12.「補助対象経費」の欄は、（ソ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

15.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
　また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」として記載すること。

17.「平均増減率」は%以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統（乗合バス型運行）用）

事業者名	三重交通株式会社

平成27年度分

1．申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業							
	営業収益	5,875,943	千円	営業外収益	43,143 千円	経常収益(イ)	5,919,086	千円
	営業費用	7,212,994	千円	営業外費用	34,933 千円	経常費用(ロ)	7,247,927	千円
	営業損益	△ 1,337,051	千円	営業外損益	8,210 千円	経常損益	△ 1,328,841	千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	22,356,471.8 km					経常収支率	81.67	%

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業							
	営業収益	6,128,127	千円	営業外収益	30,486 千円	経常収益(イ')	6,158,613	千円
	営業費用	7,322,496	千円	営業外費用	28,168 千円	経常費用(ロ')	7,350,664	千円
	営業損益	△ 1,194,369	千円	営業外損益	2,318 千円	経常損益	△ 1,192,051	千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	22,843,096.2 km					経常収支率	83.78	%

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業							
	営業収益	6,141,960	千円	営業外収益	36,261 千円	経常収益(イ")	6,178,221	千円
	営業費用	7,270,005	千円	営業外費用	26,695 千円	経常費用(ロ")	7,296,700	千円
	営業損益	△ 1,128,045	千円	営業外損益	9,566 千円	経常損益	△ 1,118,479	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	22,931,477.8 km					経常収支率	84.67	%

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2＝d
東海	318円19銭	321円78銭	324円19銭	0.0093 %

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2．キロあたり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2))＾＝ー	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	327円21銭	353円96銭	327円21銭	264円75銭

3．補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統 起点	主な経由地	終点	計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程 チ	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チ－(リ＋ヌ))÷チ＝ル	計画実車走行キロ ヲ
東海	第1号	尾鷲市ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ 八鬼山線	瀬木山	三木浦	三木里駅前	365 日	##### 回	往 31.8 Km (平均) 復 31.8 Km 31.8 Km	往 Km (平均) 復 Km Km	往 Km (平均) 復 Km Km	% 100.000%	92,856.0 Km
	第2号	尾鷲市ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ 八鬼山線	三木里駅前		東古江	365 日	365.0 回	往 3.4 Km 復 3.4 Km 3.4 Km	往 Km 復 Km Km	往 Km (平均) 復 Km Km	% 100.000%	2,482.0 Km
	第3号	尾鷲市ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ ハラソ線	瀬木山	三木里駅前	梶賀	365 日	##### 回	往 24.4 Km 復 24.4 Km 24.4 Km	往 Km 復 Km Km	往 Km (平均) 復 Km Km	% 100.000%	71,248.0 Km
合計		3系統						往 59.6 Km 復 59.6 Km 59.6 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km 0.0 Km	往 0.0 Km (平均) 復 0.0 Km 0.0 Km		166,586.0 Km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額：ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益（ノの額） ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額：カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワーカ＝ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル＝ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2＝ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額（ネ又はナのうちいずれか小ないほうの額） ラ
東海	第1号	30,383,411 円	72円72銭	6,752,488 円	23,630,923 円	23,630,923 円	23,630 千円	11,815.0 千円		
	第2号	812,135 円	66円99銭	166,269 円	645,866 円	645,866 円	645 千円	322.5 千円		
	第3号	23,313,058 円	112円46銭	8,012,550 円	15,300,508 円	15,300,508 円	15,300 千円	7,650.0 千円		
合計		54,508,604 円		14,931,307 円	39,577,297 円	39,577,297 円	39,575 千円	19,787 千円	7,647 千円	7,647 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヲーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	第1号	23,630,923 円										
	第2号	645,866 円										
	第3号	15,300,508 円										
合計		39,577,297 円	31,930,297 円	円	%	31,930,297 円	100.0 %	円	%	円	%	

（補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表）

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間の前々年度）e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間の前年度）f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間※）g	平均増減率 (((f÷e)−1)＋((g÷f)−1))÷2 ＝ h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2))²＝ ノ
東海	第1号	110円00銭	104円19銭	83円01銭	−0.1280 %	72円72銭
	第2号		104円19銭	83円01銭	−0.2032 %	66円99銭
	第3号	100円63銭	106円16銭	108円34銭	0.0377 %	112円46銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2）の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。

7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。

10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

12.「補助対象経費」の欄は、（ソ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

15.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
　また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」として記載すること。

17.「平均増減率」は%以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統（乗合バス型運行）用）

事業者名	三重交通株式会社

平成28年度分

1．申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
営業収益	5,875,943 千円	営業外収益	43,143 千円	経常収益(イ)	5,919,086 千円
営業費用	7,212,994 千円	営業外費用	34,933 千円	経常費用(ロ)	7,247,927 千円
営業損益	△ 1,337,051 千円	営業外損益	8,210 千円	経常損益	△ 1,328,841 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	22,356,471.8 km			経常収支率	81.67 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
営業収益	6,128,127 千円	営業外収益	30,486 千円	経常収益(イ')	6,158,613 千円
営業費用	7,322,496 千円	営業外費用	28,168 千円	経常費用(ロ')	7,350,664 千円
営業損益	△ 1,194,369 千円	営業外損益	2,318 千円	経常損益	△ 1,192,051 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	22,843,096.2 km			経常収支率	83.78 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
営業収益	6,141,960 千円	営業外収益	36,261 千円	経常収益(イ")	6,178,221 千円
営業費用	7,270,005 千円	営業外費用	26,695 千円	経常費用(ロ")	7,296,700 千円
営業損益	△ 1,128,045 千円	営業外損益	9,566 千円	経常損益	△ 1,118,479 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	22,931,477.8 km			経常収支率	84.67 %

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2＝d
東海	318円19銭	321円78銭	324円19銭	0.0093 %

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2．キロあたり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2))^2＝ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	327円21銭	353円96銭	327円21銭	264円75銭

3．補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統 起点	運行系統 主な経由地	運行系統 終点	計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程 チ	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チ－(リ＋ヌ))÷チ＝ル	計画実車走行キロ ヲ
東海	第1号	尾鷲市ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ 八鬼山線	瀬木山	三木浦	三木里駅前	366 日	##### 回	往 31.8 Km（平均） 復 31.8 Km 31.8 Km	往 Km（平均） 復 Km Km	往 Km（平均） 復 Km Km	% 100.000%	93,110.4 Km
	第2号	尾鷲市ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ 八鬼山線	三木里駅前		東古江	366 日	366.0 回	往 3.4 Km 復 3.4 Km 3.4 Km	往 Km 復 Km Km	往 Km 復 Km Km	% 100.000%	2,488.8 Km
	第3号	尾鷲市ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ ハラソ線	瀬木山	三木里駅前	梶賀	366 日	##### 回	往 24.4 Km 復 24.4 Km 24.4 Km	往 Km 復 Km Km	往 Km 復 Km Km	% 100.000%	71,443.2 Km
合計		3系統						往 59.6 Km 復 59.6 Km 59.6 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km 0.0 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km 0.0 Km		167,042.4 Km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額：ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益（ノの額） ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額：カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワーカ＝ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル＝ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2＝ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額（ネ又はナのうちいずれか小ないほうの額） ラ
東海	第1号	30,466,653 円	72円72銭	6,770,988 円	23,695,665 円	23,695,665 円	23,695 千円	11,847.5 千円		
	第2号	814,360 円	66円99銭	166,724 円	647,636 円	647,636 円	647 千円	323.5 千円		
	第3号	23,376,929 円	112円46銭	8,034,502 円	15,342,427 円	15,342,427 円	15,342 千円	7,671.0 千円		
合計		54,657,942 円		14,972,214 円	39,685,728 円	39,685,728 円	39,684 千円	19,842 千円	7,647 千円	7,647 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヲーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	第1号	23,695,665 円										
	第2号	647,636 円										
	第3号	15,342,427 円										
合計		39,685,728 円	32,038,728 円	円	%	32,038,728 円	100.0 %	円	%	円	%	

（補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表）

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間の前々年度）e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間の前年度）f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間※）g	平均増減率 (((f÷e)−1)＋((g÷f)−1))÷2 ＝ h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2))²＝ノ
東海	第1号	110円00銭	104円19銭	83円01銭	−0.1280 %	72円72銭
	第2号		104円19銭	83円01銭	−0.2032 %	66円99銭
	第3号	100円63銭	106円16銭	108円34銭	0.0377 %	112円46銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2）の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。

7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。

10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

12.「補助対象経費」の欄は、（ソ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

15.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
　また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」として記載すること。

17.「平均増減率」は%以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	尾鷲市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	8,401
交通不便地域	20,033

交通不便地域の内訳

人　口	対象地区	根拠法
20,033	尾鷲市全域	過疎地域自立促進特別措置法

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2．（1）⑫）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3．に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

（2）添付書類

1．人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

※枠の中が人口集中地区

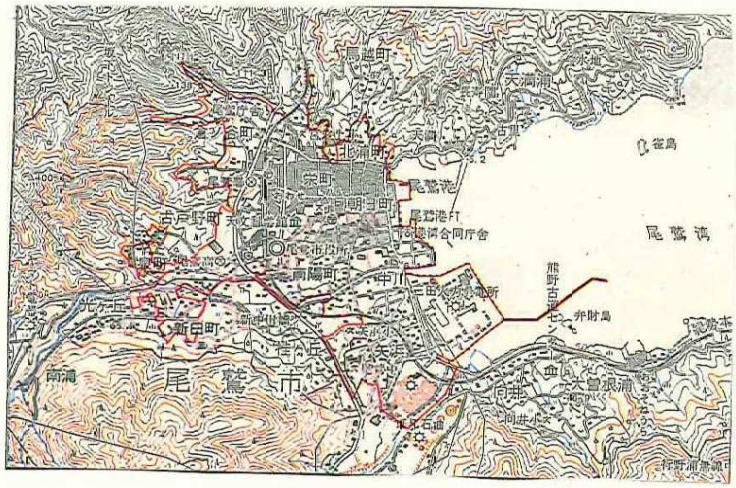

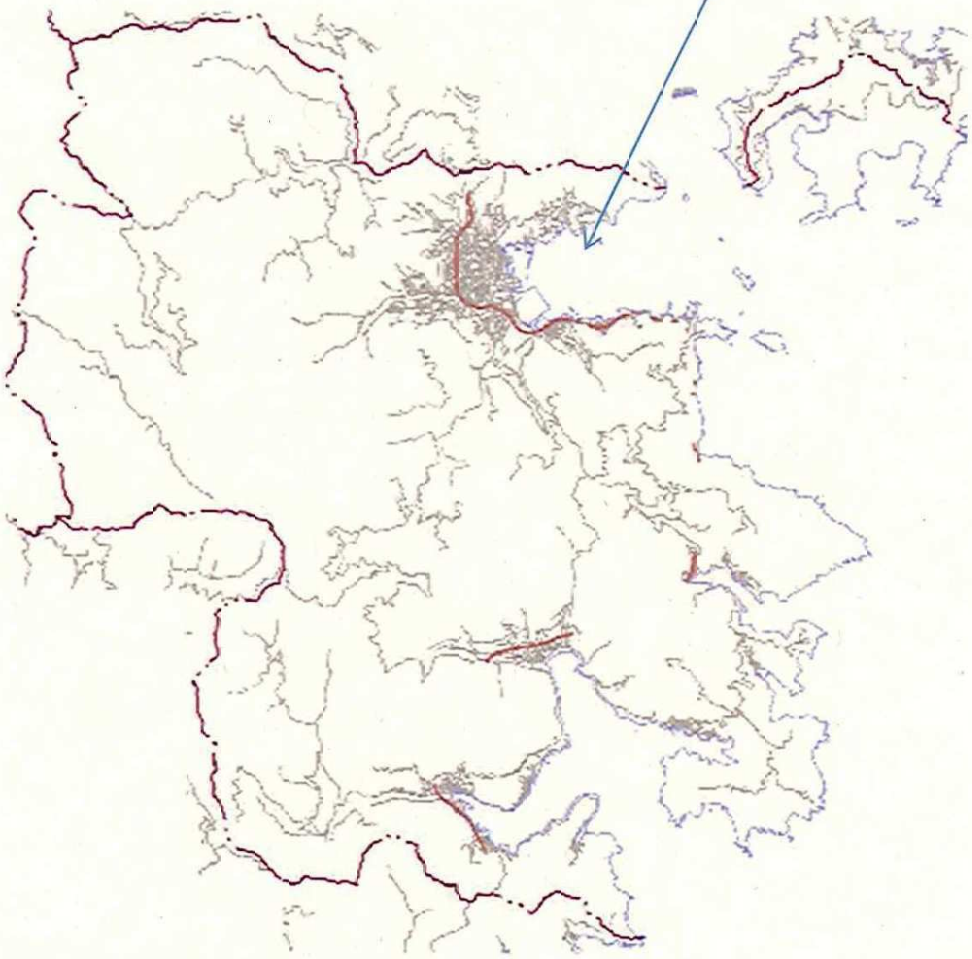

交通不便地域（尾鷲市含域）

平成25年度尾鷲市地域公共交通活性化協議会委員名簿

[委員]

氏　名	団体名等	役　職	備考
	副市長	会　長	欠員
豊福　裕二	三重大学人文学部准教授	座長	
川上　岩正	区長会会長　九鬼区長（利用者代表）	副会長	会長代理
北村　芳文	自治連合会副会長（利用者代表）	監事	
上村　隼右	老人クラブ連合会　会長（利用者代表）	監事	
岩本　芳和	区長会副会長　早田区長（利用者代表）		
田垣　雅伸	三交南紀交通株式会社 代表取締役 三重交通株式会社　南紀営業所長		
石井　康男	三重県旅客自動車協会 紀北支部長 株式会社クリスタルタクシー尾鷲営業所長		
野村　秀海	三交南紀交通労働組合副執行委員長		
岩松　由洋	国土交通省中部運輸局三重運輸支局 首席運輸企画専門官		
安達　一人	尾鷲警察署交通課長		
原田　孝夫	三重県地域連携部交通政策課長		
東　元昭	国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所 尾鷲維持出張所長		
中野　伸也	三重県尾鷲建設事務所長		